

漁船保全修理施設の拡充整備を求める意見書

八重山漁協が管理運営している漁船保全修理施設は、昭和62年に国の補助事業で整備された大型(140 t 未満)の船舶の各種検査や保全修理を行うことが出来る唯一の施設であるが、同施設を利用している船舶は漁船のみならず、八重山諸島の海上公共交通である離島航路事業者の高速旅客船や貨客船も利用している。

離島航路事業者の高速旅客船や貨客船は、船舶安全法により、国による5年から6年毎の定期検査と年1回の第1種中間検査を上架(陸揚げ)して受ける事が義務付けられているが、この上架しての検査や保全修理を受けることの出来る施設は、沖縄県内では沖縄本島の造船場と本市浜崎町にある同施設のみである。

近年、漁船の大型化や高機能化、観光客の増加に伴う、高速旅客船・貨客船の増加や大型化、高稼働率が進んでいるが、同施設が狭隘で老朽化も進んでいることから、各種検査や保全修理の予定が組めず長期間待機を余儀なくされ、沖縄本島や九州の造船所等の施設での各種検査や保全修理等を行う場合もあり、離島航路事業者は多額の費用負担と運営に苦慮しており、漁船の保全修理や検査等にも影響が出ている。

よって本市議会は、同施設の早期の拡充整備を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月26日

石垣市議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄総合事務局長、沖縄県知事